

改正案	現行
<p>（組合等の特定関係者）</p> <p>第九条 法第十一条の八第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条から第九条の三まで、第十条の二第一項、第十九条第一項、第二十一条、第二十二条第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該組合等を所属組合（法第二百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。第四号、第十条の二第一項第三号及び第十条の七第一項第三号において同じ。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）並びに当該特定信用事業代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含</p>	<p>（組合等の特定関係者）</p> <p>第九条 法第十一条の八第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条から第九条の三まで、第十九条第一項、第二十一条、第二十二条第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二 当該組合等を所属組合（法第二百二十一条の二第三項に規定する所属組合をいう。第四号において同じ。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）並びに当該特定信用事業代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含</p>

む。)をいう。以下同じ。)の財務及び事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(子金融機関等の範囲)

第十条の二 法第十一条の十三第二項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合等の子法人等(第九条第二項に規定する子法人等をいう。)

二 当該組合等の関連法人等(第九条第三項に規定する関連法人等をいう。)

三 当該組合等を所属組合として特定信用事業代理業(法第二百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。)を営む者(特定信用事業代理業者及び前二号に掲げる者を除く。)

2 法第十一条の十三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

む。)をいう。以下この条において同じ。)の財務及び事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(新設)

一 第二十四条の二各号に掲げる者

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十条の七第二項第三号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第十条の七第二項第三号において同じ。）（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十条の七第二項において同じ。）及び前号に掲げる者を除く。）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条及び第十条の七において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第十条の二 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項及び次条において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるとこ

で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第十条の四、第十条の六 (略)

(子金融機関等の範囲)

第十条の七 法第十五条の九の二第二項（法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）

の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合等の子法人等

二 当該組合等の関連法人等

2 法第十五条の九の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

二 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者並びに前二号及び第二十四条の二号に掲げる者を除く。）

るにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

第十条の三、第十条の五 (略)

(新設)

四 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）

3 第一項に規定する「子法人等」とは、組合等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定めるものをいう。この場合において、当該組合等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合等の子法人等とみなす。

4 第一項に規定する「関連法人等」とは、組合等（当該組合等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として農林水産省令で定めるものをいう。

第十条の八・第十条の九（略）

（余裕金運用の基準）

第二十二条（略）

2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定め

第十条の六・第十条の七（略）

（余裕金運用の基準）

第二十二条（略）

2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定め

る基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 四（略）

五 次に掲げる債券の取得

イ 五ハ（略）

ニ 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ホ・ヘ（略）

3 6（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四条の三 法第二百一条の三第二項の規定により法第二百一条の四第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「特定預金等契約」とあるのは

る基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 四（略）

五 次に掲げる債券の取得

イ 五ハ（略）

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ホ・ヘ（略）

3 6（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四条の三 法第二百一条の三第二項の規定により法第二百一条の四第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「特定信用事業代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「所属組合」と、「銀行代理業」とあるのは「特定信用事業代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と

「水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約」と、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十四第二項	(略)	読み替える準用銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十四第三項	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の五十一第一項	銀行代理業者	特定信用事業代理業者	水産業協同組合法第二百一十一条の五	銀行代理業者	特定信用事業代理業者

、「預金者等」とあるのは「貯金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の四十四第二項	(略)	読み替える準用銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	読み替えられる字句	(新設)	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の五十一第一項	銀行代理業者	特定信用事業代理業者	(新設)	銀行代理業者	特定信用事業代理業者

第五十二条の五十				
電磁的記録	銀行代理業	所属銀行の	所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項	所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社
電磁的記録（水産	業 特定信用事業代理	所属組合の	所属組合が水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）	所属組合
(新設)				
(新設)	銀行代理業	所属銀行の	所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項	所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社
(新設)	業 特定信用事業代理	所属組合の	所属組合が水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）	所属組合

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	一第二項	電磁的方法		(略)	業協同組合法第十条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。)
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------	------	-------	--	-----	-------------------------------

2 法第二百二十一条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)	(新設)		(略)	(新設)
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------	-----	------	--	-----	------

2 法第二百二十一条の四第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「預金者等」とあるのは、「貯金者及び定期積金の積金者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		第五十二条の四十四第二項	預金又は定期積金等	貯金又は定期積金
(略)	電磁的方法	電磁的記録		
(略)	電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）	電磁的記録（水産業協同組合法第十条の七第一項に規定する電磁的記録をいう。）		

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第二十四条の五 特定信用事業代理業者は、法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む）

(略)		(新設)	第五十二条の四十四第二項	預金又は定期積金等	貯金又は定期積金
(略)	(新設)	(新設)			
(略)	(新設)	(新設)			

(新設)

む。以下この条において同じ。）の規定により法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二百二十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第二十四条の六（略）

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第二十四条の五（略）